

保釈請求はこの一冊があれば大丈夫！

事例から掴む 保釈請求を通す技術

[編著] 高木小太郎
中原潤一

事例から掴む

保釈
請求

を通す技術

高木小太郎
中原潤一
[編著]

第一法規

本書の特長

- ◆保釈請求を通すためのポイントを解説
- ◆「総論」と「事例編」の2部構成で現状と具体的事例を把握できる
- ◆保釈請求書のサンプルから具体的なポイントを事件特性ごとに理解できる

A5判 224頁

定価：3,520円（本体：3,200円＋税10%）

好評発売中！

『先を見通す捜査弁護術 犯罪類型別編』

『こんなところでつまづかない！
刑事事件 21 のメソッド』



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

保釈請求書に書くべきこと、保釈条件の提示・請求のタイミング 初めての対応や難解な事件の保釈請求もサポート！

本書内容見本

第1章 総論

3 裁量保釈について

1 平成28年刑訴法改正

裁量保釈を定める90条は、平成28年改正前は「裁判所は、適当と認めるときは、職務で保釈を許すことができる」という規定でしたが、改正後、「裁判所は、保釈された場合に被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度のほか、身体の拘束の継続により被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上又は防衛の準備上の不利益の程度その他の事情を考慮し、適当と認めるときは、職務で保釈を許すことができる」という条文に生まれ変わりました。「適当と認めるとき」というブラックボックスだった条文の文言が、「保釈された場合に被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度のほか、身体の拘束の継続により被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上又は防衛の準備上の不利益の程度その他の事情を考慮し」と考慮事情を明記するようになったのです。これは、従来の運用を変更するものではなく、実務上確立した考慮事情を明確にしたものにすぎないとされていますが（三井誠ほか編『新基本法コンメンタル刑事訴訟法（第3版）』日本評論社（2018年）〔鈴木巧〕128頁）、そうであっても、裁判所と弁護人の間で共通の指標ができ、同じ土俵で議論できるようになった意義は大きいと思われます。

以下、それぞれの考慮要素と考えられる確実方法についてみていきます。

2 弁護人が主張すべき裁量保釈の考慮事情

（1）逃亡のおそれの程度

ア まず前提にすべきこと

逃亡のおそれの程度を考えるに当たっては、93条2項が、保釈の「保証金額は、……被告人の出頭を保証するに足る相当な金額でなければならない」と規定していることから出発するべきでしょう。すなわち、同項が保釈保証金額の設定に当たって、心理的に逃亡できない程度の金額を定めるべきだと規定していることから、逃亡の主観的な可能性については、

30

第2章 事例編

事例2 執行猶予中・累犯者の保釈について

事例2-1

【事案の概要】

Aさんは、30代の女性です。両親と3人暮らしで会社員（正社員）として生活しています。Aさんは、令和3年2月9日に、薬局から飲料、食品、洗剤等5点（約2000円）を万引きしたとされる窃盗罪の現行犯で逮捕され、その後勾留されました。

Aさんは、被疑事実を認めています。

初回の接見でAさんには前科があり、さらに現住はその執行猶予中であることがわかりました。その内容としては、スーパーから食品等7点を万引きしたという窃盗罪で、令和元年10月に窃盗罪で懲役1年執行猶予3年の判決を受けているとのことでした。その判決に至るまでに、Aさんには、平成25年以降、同様の万引きでの前歴4件、前金前科2犯があるそうです。

今回逮捕されたことでAさんは、自分がクレプトマニアというものに該当するのではないかと思うに至りました。それまでは、自分が万引きをしてしまうことは自分の意思の弱さが原因で、その意思の弱さを克服すれば大丈夫と考えていたということでした。しかし、今回の逮捕を受けて、意思の問題ではないのではないかという思いに至り、専門クリニックでの治療を希望するに至りました。

捜査段階で、薬局とは示談が成立しました。弁護人は、検察官に対して今回はAさんを略式請求で罰金刑にすべきだという意見書を送りましたが、Aさんに対して、令和3年2月20日、被疑事実と全く同じ事案で公判請求がされてしまいました。

【事案のポイント】

○執行猶予中であること

○同様の前科前歴が多数あること

○専門クリニックでの治療を希望していること

122

第2章 事例編

■保釈請求書サンプル 事例2-2

令和〇年（〇）第〇号 窃盗被告事件
被告人 〇〇〇〇

保 釈 請 求 書

令和〇年〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 第〇〇〇〇部 〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇

〇〇〇〇〇〇市〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

弁護人 〇〇〇〇

上記被告人は直前被告事件について勾留中であるところ、下記の理由により、保釈を請求する。

記

第1 裁量保釈を認めるべき事由の存在

被告人には、以下のとおり、裁量保釈（刑事訴訟法90条）を認めるべき事由が存在する。

1 罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由がないこと

現時点ではまだ証拠は開示されていないものの、本件公訴事実を証明する証拠としては、①スーパーに被告人が入店する様子が映る防犯カメラ映像、②スーパー内を移動する被告人が映る防犯カメラ映像、③万引き行為を現認した警備員等の目撃者の供述、④被告人のカバンから商品が出てきたことに関する写真撮影報告書、⑤当該被告商品それ自体、⑥当該商品が当該スーパーの売り物であることに関する店長の供述、在籍の記録等が考えられる。そして、これらはすべて捜査機関において取得できると考えられ、今後被告人の身体拘束が解かれて唯一考え得る罪証隠滅方法を排除的に排除すること

136

保釈請求書の
サンプルを明示

目次

第1章（総論）

- 1 保釈を取り巻く現状について
- 2 権利保釈除外事由（89条各号）
- 3 裁量保釈について
- 4 保釈条件について
- 5 保釈却下決定に対する不服申立て
- 6 保釈と余罪について
- 7 控訴審における保釈について

第2章（事例編）

- 1 保釈請求
 - 2 保釈の流れ
 - 3 保釈保証金
 - 4 保釈後判決までの留意点
 - 5 事例検討
- 【事例1】簡易な情状事件（覚醒剤自己使用等）
【事例2】執行猶予中・累犯者の保釈について

【事例3】一般的な否認事件（保釈請求のタイミング等）

- 【事例4】共犯者がいる事件
【事例5】再逮捕と再度の保釈
【事例6】裁判員裁判対象事件と保釈
【事例7】控訴審での保釈

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規 ストア

検索

CLICK!

—— キ リ ト リ 線 ——

申 込 書 〈第一法規刊〉			
書 名		価 格	部 数
事例から掴む 保釈請求を通す技術	[074104]	定価3,520円(本体3,200円+税10%)	部
先を見通す捜査弁護術 犯罪類型別編	[068734]	定価3,410円(本体3,100円+税10%)	部
こんなところでつまづかない!! 刑事事件21のメソッド	[069112]	定価2,750円(本体2,500円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適応税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
(いずれかを✓で選択ください。) ☐代金引換により支払います。 ☐現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い ただけません。
---	--	---

年 月 日

〒	—
ご住所	
事務所名	
フリガナ	TEL — —
ご氏名	E-mail @

お客様より預かりした個人情報、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスののご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（<https://www.daichihokico.jp/support/contact/contact.php>）からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL 0120-203-696 ☎FAX 0120-202-974

取 扱 い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印

保釈請求技術 (074104) 2021.8 H0